



特集

人事行政の運営状況

人事課

☎ 23-6002
FAX 23-6546

市では年1回、職員の任用・給与・勤務条件・福利厚生などを公表しています。
今回は令和6年度の状況をお知らせします。

任免及び職員数

職員の任用には、採用や退職、昇任などがあります。職員の採用状況は退職者の人数や行政需要の動向などにより毎年異なります。

勤務時間その他勤務条件

福利厚生制度

地方公共団体は、地方公務員法により、職員の福利厚生について計画を立て、実施することなどが義務付けられています。本市においても、安全衛生委員会や職員互助会などを組織し、公務災害補償や元氣回復などの福利厚生事業を行うことで、公務能率の向上を図っています。

分限処分及び懲戒処分

分限処分
病気などにより、職員がその職責を十分に果たせない場合に、公務能率の維持を目的として行う不利益処分（免職・降任・休職・降給）

懲戒処分
職員が公務員としてふさわしくない非違行為や義務違反をした場合に、その責任を問うために行う制裁的処分（免職・停職・減給・戒告）

令和6年度に分限処分は73人、懲戒処分は4人でした。

令和6年度

採用者数 **253**人

採用者の内訳	
区分	採用(人)
事務職	54
技術職	19
消防職	11
保育職	24
教育職	6
医療職	130
技能業務職	9
合計	253

退職者数 **176**人

区分	退職(人)			
	定年	早期	自己都合	計
事務職	5	4	35	44
技術職	3	1	10	14
消防職	2	0	3	5
保育職	1	0	26	27
教育職	0	0	5	5
医療職	6	0	53	59
技能業務職	17	0	5	22
合計	34	5	137	176

研修

職員の公務能率の向上と能力開発を目的に職員研修を実施しています。
令和6年度に実施した研修は、合計45コースであり、延べ受講者数は2368人です。

勤務時間 8時30分～17時15分

年次休暇の平均取得日数 14.0日

育児休業取得職員 199人 ※男性83人・女性116人

職員の勤務時間や休暇などは、市の条例や規則で定められています。休日は週休日（土・日曜日）、国民の祝日、年末年始（12月29日～1月3日）です。ただし、市民病院や消防などの変則勤務の部署はこの限りではありません。

年次休暇のほかにも、病気休暇、特別休暇、介護休暇などの休暇制度があります。

給与の概要

職員の給与は、基本給としての給料と、扶養手当や通勤手当などの一定の条件にあてはまる場合に支給される手当から成り立ち、条例で定められています。

人事評価の状況

公平かつ民主的、合理的な人事管理と職員の能力の開発、育成、活用を図るため、人事評価制度を実施しています。

給料

職員の平均給料月額・給与月額・年齢（令和6年4月1日現在）

区分	平均給料月額	平均給与月額	平均年齢
一般行政職	297,279円	407,737円	40歳 4 カ月
技能業務職	285,323円	355,042円	50歳11カ月

※平均給与月額は、給料月額と諸手当（期末勤勉手当を除く）の額を合計したものです。

職員の初任給（令和6年4月1日現在）

区分		初任給
一般行政職	大学卒	202,400円
	高校卒	170,900円
消防職	大学卒	208,000円
	高校卒	176,100円

手当

（令和6年12月1日現在）

期末・勤勉手当

区分	支給割合	
	期末手当	勤勉手当
6月期	1.225月分	1.025月分
12月期	1.275月分	1.075月分
計	2.500月分	2.100月分
職制上の段階、職務の級などによる加算措置 有		

退職手当

区分	支給割合	
	自己都合	定年・早期
勤続20年	19.6695月分	24.586875月分
勤続25年	28.0395月分	33.27075月分
勤続35年	39.7575月分	47.709月分
最高限度額	47.709 月分	47.709月分
定年前早期退職特例措置	—	1年につき3%加算

地域手当（令和6年度普通会計決算）

支給率	10.5%
平均支給月額	32,590円

特殊勤務手当（令和6年度普通会計決算）

支給職員割合	38%
1人当たり平均支給月額	7,744円
手当の種類	26手当
代表的な手当の名称	防疫等業務手当、有害物取扱手当、消防業務手当、救急救命業務手当

時間外勤務手当（令和6年度普通会計決算）

支給総額	619,832千円
1人当たり平均支給年額	127千円

扶養手当

配偶者	6,500円
子	10,000円
父母等	6,500円
満16歳～22歳年度の子の加算	5,000円

住居手当

借家居住者	家賃の額に応じて支給（上限28,000円）
-------	-----------------------

通勤手当

交通機関利用者	運賃相当額（上限55,000円）
自動車等使用者	通勤距離に応じて支給（上限29,300円）

公平委員会[※]の業務の状況

※市役所に勤務する職員の利益保護や公平な人事権の行使の保障を目的に置かれている任命権者から独立した機関です。

1 勤務条件に関する措置要求事案数		2 不利益処分に関する審査請求事案数	
(1)新規	0件	(1)新規	0件
(2)昨年度からの継続	0件	(2)昨年度からの継続	0件
(3)終了	0件	(3)終了	0件

人事行政の運営などの状況に関する詳しい内容は、市ホームページまたは市政情報コーナー（西庁舎1階）で。

